

北竜町お試し暮らし住宅の使用について

使用者の遵守事項

- ・ 使用者は使用料を納めた後、町長から体験住宅の鍵を受取、外出時や就寝時に施錠するなど善良に管理して下さい。 また、鍵を紛失したときは、速やかに北竜町長にその旨を報告して下さい。
- ・ 使用者は火気の手扱い及び水道の凍結に十分注意し、備付けの備品及び什器類を適切に取扱って下さい
- ・ 定期的な住宅周りの清掃など適正に管理するとともに、住環境の整備に努めて下さい。
- ・ ごみは、決められたルールに従い排出して下さい。
- ・ 体験住宅の使用期間が満了したときは、直ちに清掃をして原状に復し、備品一覧表に基づき確認（確認欄にチェック）していただき、鍵を北竜町長に返却して下さい。

使用者の禁止事項

- ・ 申請書に記載した使用者以外の者を宿泊させること。
- ・ 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- ・ 転勤などの職務上の事由において体験住宅を使用すること。
- ・ 興業を行うこと。
- ・ ペットを飼育すること。
- ・ 展示会、その他これに類する催しをすること。
- ・ 文書、図書、その他印刷物を貼り付ける又は配布すること。
- ・ 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- ・ 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ・ 体験住宅の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- ・ その他体験住宅の使用に相応しくない行為をすること。